



発行者
下田市議会議員
藤井六一
下田市高馬5-7
tel 23-9491
fax 22-1881

「あんなに、そんなことを言っていて病院がなくなってしまうらうよ」といふ声も、法律や規則に違反して病院が出来ないという「病院組合関係者」の言葉も、その言葉も、病院問題が「どうなるか」ということになった。この土地から病院が消えていくのを喜ぶ人は誰もいません。せむし残したいと願っているのです。いま、こうした弱みに付け入るかのようには社会医療法人ジャパン・メディカル・アソシエーション（本部・神奈川県横浜市、杉原弘理理事長）（JMA）が共立病院のあごを掴んで、準備を進めています。医療法に抵触しているため静岡県内では自から病院を開設出来ない医療法人社団「聖勝会」（本部・下田市、西川公嗣理事長）を吸収、「身代わり医療法人」を立ち上げました。聖勝会の名前ではいざいざ都合があるのか名称も「静岡メディカルアソシエーション（SMA）」に変更しましたが、中身はほぼ同じです。身代わりSMAに病院運営を任せ、経営が軌道に乗った時点でJMAが吸収するという段取り「なるほど」と病院組合（下田市）は、経営が軌道に乗った時点でJMAが吸収するという段取り「なるほど」と病院組合（下田市）は、経営が軌道に乗った時点でJMAが吸収するという段取り

どうして また 聖勝会？

「ハッイチ」の登場に市民の批判が集まる

共立湊病院問題

特集号第2弾

新病院の運営は当初JMAがやる計画でしたが、JMAはこれまで静岡県内で病院や診療所などを経営した実績がないため、医療法で静岡県内で新たに病院や診療所を設立し経営することは出来ないことが分かり、表面上は手を引いた形になっています。JMAは社会医療法人に認定されている医療法人の中では最高位の法人。現行の医療法では社会医療法人は、県知事の許可を受けていない県域で新たに病院や診療所を設立し経営することは出来ないし、もし強行すればすぐに取得している社会医療法人の資格も取り消されてしまいます。そこでJMAは、身代わりとして聖勝会に白羽の矢を立てたので

立派な病院も新病院も民間の病院とちがって公立病院ですから病院組合も指定管理者の選定にあたっては厳密な審査が要求されるし、また指定管理者を決定する組合議会もあらゆる角度から厳しくチェックをしなければなりません。前回、聖勝会を指定管理者に選んだ時は組合議員の一部が組合管理者と一緒に聖勝会を推薦し、議案が組合議会上程された時は、厳しくチェックしなければならぬのに、あつたつた間に賛成多数で可決してしまったという経過があります。しかもこの時は病院組合を構成している下田、河津、東伊豆、南伊豆、松崎、西伊豆の6市町のうち河津、東伊豆、松崎、西伊豆の4人の町長が「聖勝会にはまだ経理内容や医師確保の問題などクリアすべき点がいっぱいある」として議案にかけられる時期尚早だと反対しました。が、下田、南伊豆の2人だけの賛成で強引に議案にかけています。こうまでしてもらい一度は新病院の指定管理者を受託しておきなからわすからか月後で辞退した、いわば「ハッイチ」。市民の風当たりも強く、当然のように厳しいチェックが求められます。

「聖勝会」は未解決になつて、また未解決になつて、法人的な名前を変え、理事長を辞めたからと言って逃げられるものではない。話し合いで解決出来ないなら訴訟も考えている（当事者）という問題です。もし、こうしたことが事実だとしたら、「定数も変わり、名前も変わっている。聖勝会とは関係ない」ということでは説明にならないでしょう。JMAも吸収する前にそのあたりの「身体検査」をやすべきだったでしょうし、承知しているが進めていたとしたら別の問題も出てきそうです。公共の病院運営を任せざるを得ない状況で、病院組合の対応が注目されます。

さらに聖勝会には未解決になつて、また未解決になつて、法人的な名前を変え、理事長を辞めたからと言って逃げられるものではない。話し合いで解決出来ないなら訴訟も考えている（当事者）という問題です。もし、こうしたことが事実だとしたら、「定数も変わり、名前も変わっている。聖勝会とは関係ない」ということでは説明にならないでしょう。JMAも吸収する前にそのあたりの「身体検査」をやすべきだったでしょうし、承知しているが進めていたとしたら別の問題も出てきそうです。公共の病院運営を任せざるを得ない状況で、病院組合の対応が注目されます。

JMAは「無資格」 口出しするのはおかしい

書を受ける方もおかしいです。どう見ても茶番です。この要望書に対する回答が来たのが10月1日で、この日に記者会見が行われています。その内容が10月2日の各新聞に掲載されました。席上杉原弘晃・JMA理事長は記者を前に次のように述べています。①JMAが共立湊病院を継承するにあたり、病院職員の転職や円滑な事業継承等に対し、病院組合の全面的な支援をいたしたい。②現行の医療法では平成23年4月にJMAは静岡県内で病院の運営管理委託を受けることは困難になった。したがってJMAが設立母体になる新医療法人が組合と協定を結び、共立湊病院及び新病院の指定管理を受託することを承認されたい。③病院継承準備、人材確保等の費用、空白期間の経営上の損失補てんをお願いする。また22年度中の人材確保費用、23年度以降の病院建物の現状回復や不要物品の処理費用も負担してほしい。④現行の医療サービス提供は困難になっている。診療科の休診や病棟の縮小もありうる。

赤字補てんの問題を見ても、病院の負担を軽減するため病床を50床ほどに縮小したいといっています。病床が減れば当然収入も減り、経営は苦しくなります。試算では入院患者が50人程度だと年間約1億1千万円の赤字になると推測されています。これが高いか安いかは別としてもこれは計算出来る数字ですが、例えば人材確保のための経費、これはどれだけのかるか分かりませんが、もし医師の確保が含まれるとしたら1人の医師を確保するのに数千万から1億以上の費用がかかる言われています。複数の医師を確保するには大変な費用が必要になります。

返ってくる公金なんです。このように厳しい条件を引き換えに得た「医療空白の回復」。たとえ実現したとしても本当に喜べるのでしょうか。

このほど開かれた組合議会である議員が質問していました。「赤字になったら組合が負担するというのが組合にそんな余裕があるのか」。当局の答弁は「いま組合には約7億円の保留金がある。市町に負担をかけないで支払いが出来る」。組合に保留されている金は公金です。市町の会計に負担をかけないと言っても元をたせば市町の金です。最終的には市町の住民に跳ね

最近 質問タイムになると、「話を聞いて、大変な事態になっていくことは分かっています。いま私たちがやらなければならぬこと、私たちが出来ることは何ですか」と誘われ、喜んで参加させてもらいました。参加者の顔ぶれを見て、一瞬戸惑った。老若男女入り混じっている。はたして病院問題のよき遺留（？）な話を聞いてくれるだろうか。心配だったが話すと皆んな真剣な顔で聞いてくれていて、ほっとした。「今病院問題はこうなっているのか」。病院問題はこれからどうなっていくだろうか。「今後この地域に病院が残っていくだろうか」。私は一気にはしゃべった。理解してもらったかどうかは分からない。たぶん分かり

ご意見、ご提案をお寄せください
電話・FAXでも可
tel 23-99491 fax 22-1881

